

介護サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い

1 趣旨

介護サービス事業者等は、利用者に対する介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

については、介護サービス等の提供により事故が発生した場合の岡崎市への報告について、必要な事項を定め、市内介護サービス事業者の統一的な対応を図るものとする。

2 対象

介護保険指定事業者、基準該当サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者及び有料老人ホーム等を運営する事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護サービス等とする。

3 報告を要する事故

次に掲げる事故については、事故原因の如何にかかわらず、全て岡崎市に事故報告書を提出する。

報告事項区分	報告内容説明
(1) サービス提供による利用者のケガ	<ul style="list-style-type: none">・「サービスの提供による」とは、送迎・通院・見守り中も含むものとする。・ケガの程度は骨折等で外部の医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。事業者側の過失の有無を問わない。※比較的軽易なケガは除く。・上記以外、ケガにより利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。
(2) 利用者の死亡事故の発生	<ul style="list-style-type: none">・利用者が病気等により死亡した場合であっても後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
(3) 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none">・食中毒、MRSA、疥癬、※インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。※10名以上感染の場合
(4) 職員（従業者）の不祥事等の発生	<ul style="list-style-type: none">・利用者の処遇に影響があるものとする。（例：利用者からの預かり金の横領、虐待等）

(5) その他、報告が必要と認められる事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)～(4)に該当しないケース (例 1 : 利用者等の保有する財産を滅失させた等) (例 2 : サービス利用中に体調が著しく不良となり救急搬送をした等) (例 3 : サービス提供による利用者の異食・誤嚥) (例 4 : 利用者の敷地外への離脱、行方不明、徘徊等)
--------------------------	---

4 報告の方法

- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、速やかに岡崎市へ電話又はFAXで報告(第一報)をする。
- (2) 事業者はその後の経過について、順次報告をする。
- (3) 報告の様式は、別紙「事故報告書」を標準とする。
 なお、別紙「事故報告書」により難しい場合は、事業者における所定の様式に替えてもよいが、別紙「事故報告書」の記載事項が全て記載されていないなければならない。

5 報告先

事業者は、事故等が発生した場合、次の双方へ報告をする。

- (1) 被保険者の属する保険者 (市町村)
- (2) 事業者が所在する保険者 (市町村)

【岡崎市の連絡先】

岡崎市福祉部介護保険課事業所指定係	電話	23-6646
	FAX	23-6520

6 報告後の対応の確認

岡崎市は、事業所の事故等に対する対応を確認するため、照会又は調査を行い、必要に応じ事業所の対応への助言を行うことがある。例えば、事故等への対応が終了していないか、又は、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う場合がある。

7 留意事項

事業者は、事故が発生した場合、直ちに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援・介護予防支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を講じること。